一　登録番号
　東北地方整備局長　9
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　一般財団法人宮城県建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	
変更後	三浦　隆夫、八ッ賀英幸

(2)　変更年月日
　平成二十四年十一月一日

○東北地方整備局告示第七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

　平成二十五年三月二十一日
　　東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号
　東北地方整備局長　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	工藤　貴博、佐々木眞悦
変更後	猪股　環、大島　義勝

(2)　変更年月日
　平成二十五年一月十六日

○東北地方整備局告示第八十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

　平成二十五年三月二十一日
　　東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号
　東北地方整備局長　4
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　一般財団法人ふくしま建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	宮野　洋一、黒澤　進、青木　健、小林　健、上原　政実、田中　真澄、川田伊都香

(2)　変更年月日
　平成二十四年十二月七日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	岡田かおり

(2)　変更年月日
　平成二十五年一月七日

○関東地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

　平成二十五年三月二十一日
　　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　水戸・勝田都市計画道路事業三・四・六十二号駅前海岸線
三　事業施行期間　自平成二十五年三月二十一日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　茨城県東茨城郡大洗町港中央、大貫町字寺釜下及び字寺釜、磯浜町字大洗下より大貫境まで、字砂町、字寿町、字行人塚及び字松台堂並びに桜道地内
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

　その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

　平成二十五年三月二十一日
　　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百五十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
習志野市谷津三丁目一八九一番五七九から船橋市若松一丁目九番二まで	前	六五・〇三～七〇・七〇メートル
	後	六五・〇三～九九・八六　〇〇・〇六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

　その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

　平成二十五年三月二十一日
　　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
三百五十七号　習志野市谷津三丁目一八九一番五七九から船橋市若松一丁目九番二まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十一日

○関東地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

　その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

　平成二十五年三月二十一日
　　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号